

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公表番号】特表2016-540557(P2016-540557A)

【公表日】平成28年12月28日(2016.12.28)

【年通号数】公開・登録公報2016-070

【出願番号】特願2016-529982(P2016-529982)

【国際特許分類】

A 6 1 F 2/46 (2006.01)

【F I】

A 6 1 F 2/46

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月8日(2017.11.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

特に寛骨臼カップを埋込むための医療器具(14)であって、成形体(18；18'；18")を備えた医療用整列器(16)を含み、前記成形体(18；18'；18")が、該成形体(18；18'；18")から離れる方を向くと共に球面区域から逸脱する患者固有の骨当接面(54；54')を有し、前記骨当接面が、患者の骨表面に対応するように成形される、医療器具において、前記成形体(18；18'；18")が、目視高さを備えた少なくとも1つの目視縁部(60、62、64；60'、62'；108)を有すること、前記目視縁部(60、62、64；60'、62'；108)が、前記患者固有の骨当接面(54；54')に隣接すること、及び前記目視縁部(60、62、64；60'、62'；108)と前記患者固有の骨当接面(54；54')の間の移行部が、接線方向に不連続であること、を特徴とする医療器具。

【請求項2】

請求項1に記載の医療器具であって、前記少なくとも1つの目視縁部(60、62、64；60'、62'；108)が、少なくとも前記成形体(18；18'；18")の最小厚さに対応する幅又は高さを有すること、を特徴とする医療器具。

【請求項3】

請求項2に記載の医療器具であって、前記少なくとも1つの目視縁部(60、62、64；60'、62'；108)が、最大で前記成形体(18；18'；18")の最小厚さの3倍に対応する幅又は高さを有すること、を特徴とする医療器具。

【請求項4】

請求項1～3のいずれか1項に記載の医療器具であって、前記少なくとも1つの目視縁部(60、62、64；60'、62'；108)が、平坦な又は略平坦な表面エリアを形成し、又は前記成形体(18；18'；18")の凹部(112；112'；112")の境界面を形成し、前記凹部(112；112'；112")が、前記骨当接面(54；54')を少なくとも部分的に貫通すること、

を特徴とする医療器具。

【請求項 5】

請求項 4 に記載の医療器具であって、
前記少なくとも 1 つの凹部 (112 ; 112' ; 112") が、貫通開口 (100) の形態に構成されること、及び
前記少なくとも 1 つの目視縁部 (108) が、前記貫通開口 (100) の内側表面 (106) を形成すること、
を特徴とする医療器具。

【請求項 6】

請求項 5 に記載の医療器具であって、
前記整列器 (16) が器具長手方向軸 (28) を規定すること、
前記貫通開口 (100) の長手方向軸 (102) が、前記器具長手方向軸 (28) と平行に又は略平行に走ること、及び / 又は、
前記貫通開口 (100) がボアホール (104) の形態に構成されること、
を特徴とする医療器具。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか 1 項に記載の医療器具であって、前記骨当接面 (54 ; 54') が、患者の寛骨臼 (12) の輪郭に少なくとも部分的に適合されること、並びに / 或いは、
前記骨当接面 (54 ; 54') が、少なくとも窩 (56) の一部に及び / 又は寛骨臼切痕 (58) の一部に対応する輪郭を有すること、並びに / 或いは、
少なくとも 1 つの取付要素受け (90) が、前記成形体 (18 ; 18") 上に配置又は形成されること、並びに / 或いは、
前記成形体 (18 ; 18' ; 18") が、皿形の構成であると共に、一定の又は略一定の厚さを有すること、並びに / 或いは、
前記骨当接面 (54 ; 54') 及び / 又は前記成形体が、モールディング又は 3D 印刷により製造されること、並びに / 或いは、
前記成形体 (18 ; 18' ; 18") の前記骨当接面 (54 ; 54') が、非侵襲的に測定された患者の骨輪郭データ、特に X 線又は磁気共鳴映像からの患者の骨輪郭データに對応する又は略対応する骨当接面輪郭データを規定すること、
を特徴とする医療器具。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか 1 項に記載の医療器具であって、握り要素 (20) を特徴とする医療器具。

【請求項 9】

請求項 8 に記載の医療器具であって、前記握り要素 (20) が、前記成形体 (18 ; 18' ; 18") に解放可能に接続可能であるように構成されること、を特徴とする医療器具。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 9 のいずれか 1 項に記載の医療器具であって、前記成形体 (18 ; 18' ; 18") を前記握り要素 (20) に一時的に連結するための連結装置 (82) を特徴とする医療器具。

【請求項 11】

請求項 10 に記載の医療器具であって、
前記連結装置 (82) が、少なくとも 1 つの第 1 連結要素 (78) 及び少なくとも 1 つの第 2 連結要素 (80) を含むこと、及び
前記少なくとも 1 つの第 1 及び第 2 連結要素 (78, 80) が、互いに對応すると共に連結位置において係合状態にあり解放位置において係合解除状態にあるように構成されること、
を特徴とする医療器具。

【請求項 1 2】

請求項 1 1 に記載の医療器具であって、前記少なくとも 1 つの第 1 連結要素 (7 8) が連結受け (7 4) の形態に構成され、前記少なくとも 1 つの第 2 連結要素 (8 0) が連結突起 (7 6) の形態に構成されること、並びに / 或いは、

前記少なくとも 1 つの第 1 連結要素 (7 8) が雌ねじ区域 (7 2) を有し、前記少なくとも 1 つの第 2 連結要素 (8 0) が対応する雄ねじ区域 (5 0) を有すること、並びに / 或いは、

前記少なくとも 1 つの第 1 連結要素 (7 8) が、前記成形体 (1 8 ; 1 8 ' ; 1 8 ") 上に配置又は構成されること、及び

前記少なくとも 1 つの第 2 連結要素 (8 0) が、前記握り要素 (2 0) 上に配置又は構成されること、

を特徴とする医療器具。

【請求項 1 3】

請求項 8 ~ 1 2 のいずれか 1 項に記載の医療器具であって、

前記握り要素 (2 0) が長尺シャフト (2 4) を有すること、及び

前記シャフト (2 4) の近位端エリアに、把持エリア (2 6) が配置又は形成されること、

を特徴とする医療器具。

【請求項 1 4】

請求項 1 3 に記載の医療器具であって、

前記シャフト (2 4) が長手方向軸 (2 8) を規定すること、及び

前記シャフト (2 4) の近位端面が、衝撃体ツールの衝撃面 (4 2) の形態に構成されること、並びに / 或いは、

前記シャフト (2 4) が、少なくとも 2 部分構成であり、シャフトスリーブ (3 2) と前記シャフトスリーブ内を案内される内側シャフト (3 4) とを含むこと、及び

前記第 2 連結要素 (8 0) が、前記内側シャフト (3 4) の遠位端 (4 6) に又は前記シャフトスリーブの遠位端に配置又は形成されること、

を特徴とする医療器具。

【請求項 1 5】

請求項 1 ~ 1 4 のいずれか 1 項に記載の医療器具であって、衝撃体ツールを特徴とする医療器具。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 6 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 6 2】

1 0 骨盤骨

1 2 寛骨臼

1 4 器具

1 6 整列器

1 8 成形体

2 0 握り要素

2 2 衝撃体

2 4 シャフト

2 6 把持エリア

2 8 長手方向軸

3 0 リングフランジ

3 2 シャフトスリーブ

3 4 内側シャフト

3 6 作動部材
3 8 回転ノブ
4 0 端面
4 2 衝撃面
4 4 平面
4 6 端部
4 8 端部
5 0 雄ねじ区域
5 2 下側
5 4 骨当接面
5 6 窩
5 8 寛骨臼切痕
6 0 目視縁部
6 2 目視縁部
6 4 目視縁部
6 8 ペグ
7 0 めくら穴
7 2 雌ねじ区域
7 4 連結受け
7 6 連結突起
7 8 第1連結要素
8 0 第2連結要素
8 2 連結装置
8 4 縁部区域
8 6 縁部
8 8 取付体
9 0 取付要素受け
9 2 貫通開口
9 4 ポアホール
9 6 取付要素受け
9 8 骨フランジ
1 0 0 貫通開口
1 0 2 貫通開口長手方向軸
1 0 4 ポアホール
1 0 6 内側表面
1 0 8 目視縁部
1 1 0 貫通開口
1 1 2 凹部